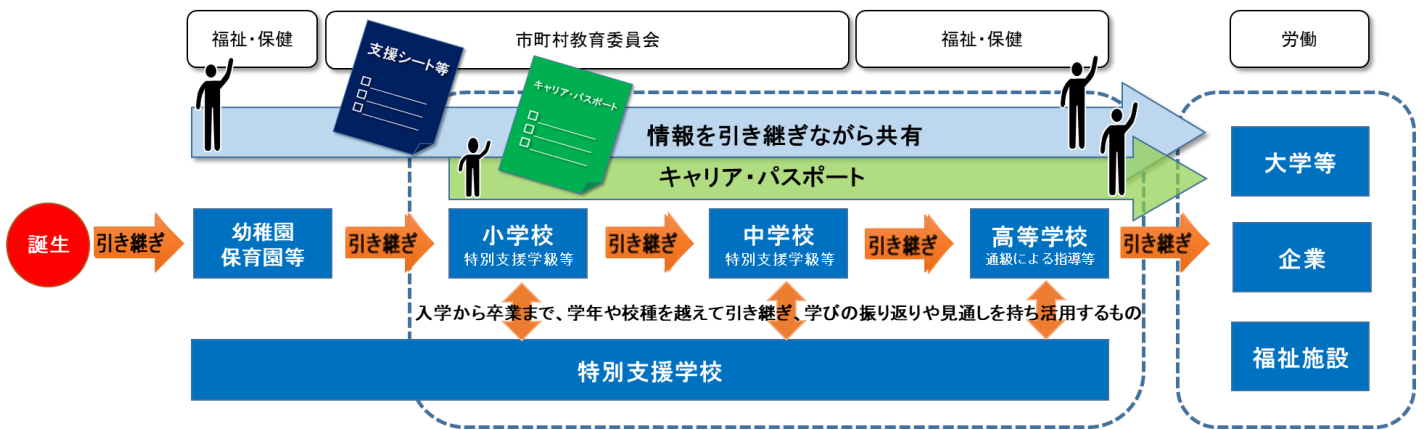


特別支援学校及び特別支援学級

特別支援学校及び特別支援学級においても、小・中・高等学校と同様、学習指導要領に基づき、「キャリア・パスポート」の活用に取り組む必要があります。児童・生徒自らが活動を記録することが困難な場合などにおいては、「キャリア・パスポート」の目的に迫る観点から、児童・生徒の障がいの状態や特性及び心身の発達の段階等に応じた取組や適切な内容を個別の教育支援計画や個別の指導計画に記載することをもって「キャリア・パスポート」の活用に代えることも可能としています。

これは、個別の教育支援計画や個別の指導計画が作成されていることのみをもって、「キャリア・パスポート」の活用に代えていくということではなく、あくまでも、その内容が「キャリア・パスポート」の目的に沿っているかどうかに留意することが重要となります。

(参考：文部科学省事務連絡「キャリア・パスポート」の様式例と指導上の留意事項)



キャリア・パスポート

自らの学習状況やキャリア形成を見通したり、振り返ったりしながら、自身の変容や成長が評価できるものであり、児童・生徒、保護者、教員が対話的に関われるよう工夫し、学年や校種を越えて引き継いでいく教材のことでです。

日々の授業や行事等の記録

ポートフォリオ



学期や学年、入学から卒業を見直し、振り返る記録

キャリア・パスポート



キャリア・パスポートを児童・生徒が自己実現をめざすための記録として活用

特別支援学校・特別支援学級で身に付けたい思考のサイクル

自分が成長したところを見つける

自分のよさ・強み・好きなどところを見つける

卒業後、なりたい自分を考える
(自分の生き方をイメージする)

★ これからの歩み、これまでの歩みが今の自分、将来の自分へつながることを児童・生徒が実感できるよう、前向きに支援しましょう。

★ キャリア・パスポートを「足跡」として整理し、「道しるべ」として活用しましょう！

障がいのある児童・生徒へのキャリア教育については、障がいの状態や特性及び心身の発達の段階等に応じて、社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てましょう。また、進路指導に向けては、障害者雇用を含めた、障がいのある人の就労についての知識や制度等を理解するとともに、必要に応じて、労働部局や福祉部局と連携して取り組みましょう。